

第1章 国土強靱化の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国では地震や大型台風、集中豪雨などによる大規模自然災害が発生し、全国各地に甚大な被害をもたらしている。

このような中、国では国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が閣議決定された。

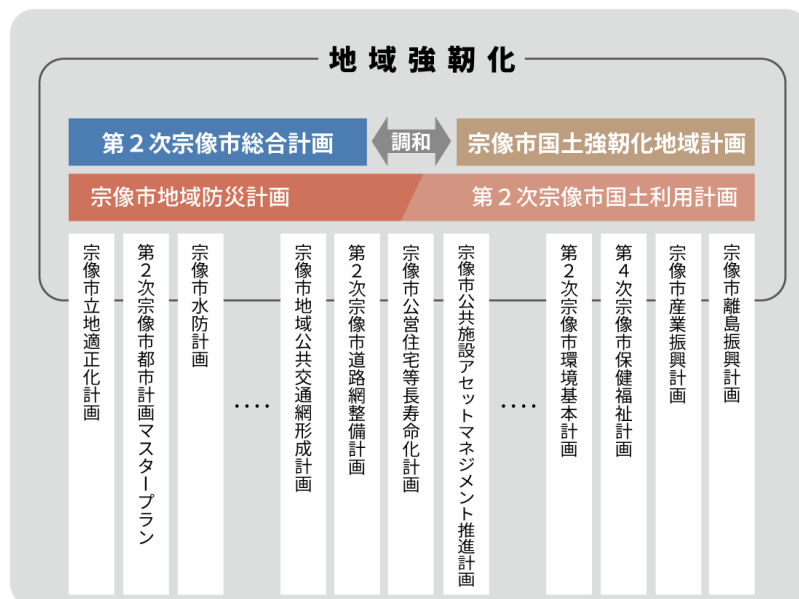
福岡県においては、平成28年3月に「福岡県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。（令和元年6月に改定）

本市においても、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、防災・減災に関する取り組みを計画的に推進し、災害発生時における市民への被害を最小限にとどめることを目的に「宗像市強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づく基本計画と調和を保った計画である。

また、「第2次宗像市総合計画」「宗像市地域防災計画」「第2次宗像市国土利用計画」と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国基本計画と同様に、国土強靱化において「アンブレラ計画」※としての性格を有するものである。



3. 計画期間

「第2次宗像市総合計画」の計画期間は令和6年度であることから、本計画においても、「第2次宗像市総合計画」と整合を図るため、計画期間を令和3年度から令和6年度までの4年間とする。その後は、国基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直す。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢の変化、新たな災害の発生等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

4. 基本目標

国基本計画及び県地域計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本市の行政機能が致命的な被害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

5. 事前に備えるべき目標

国基本計画及び県地域計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ ライフライン※、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6. 基本的な方針

国基本計画及び県地域計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、県が基本計画で定める「地域強靱化を推進する上での基本的な方針」に準拠することとした上で、地域の特性を踏まえ、以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

○長期的な視点に基づく計画の推進

- ・短期的な視点によらず、長期的な視点に基づき計画的な取組を推進する。
- ・一方で、短期的な視点に基づきPDCAサイクル※による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○「基礎体力」の向上

- ・主にインフラ整備による、災害から「防護する力」のみならず、防災リテラシー※の教育や、災害時の体制づくりなどの平常時の取組による、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高め、災害に対する「基礎体力」の向上を図る。

(2) 取組の効果的な組み合わせ

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

- ・防災施設の整備や耐震化等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

○関係機関との連携の強化

- ・近隣の市町村との連携はもとより、国や県との連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

- ・行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）、地区コミュニティなどで協力して助け合うこと（共助）を適切に組み合わせ、官民が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

○地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

- ・地区コミュニティ機能の向上を図るとともに、地域防災を推進するリーダーの確保育成に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

○女性、高齢者、子ども、障がいのある人、観光客、外国人等への配慮

- ・災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分に配慮する。

7. 地域特性

(1) 位置

本市は、福岡県の北部に位置し、東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市、北側は玄界灘に面しており、沖合には大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島がある。

また、本市から 20 km 圏内には福岡市及び北九州市の両政令指定都市が位置する。市域面積（離島含む）は 11,991ha であり、うち離島面積は 1,001ha である。



図 宗像市の位置

(2) 地勢

本市は、北は玄界灘に開け、その他を標高 200～400m 前後の山々や丘陵に囲まれた盆地の地形を成し、市中央を 2 級河川の釣川が貫流している。

市東部には、本市の中でも標高が高い湯川山、孔大寺山、金山、城山からなる四塚連山が連なる。

釣川河口部はかつて入海であったが、堆積作用や河川改修により、現在では田園地帯が広がっている。離島は、沿岸部からすぐに険しい斜面が続き、平地に乏しい地形である。

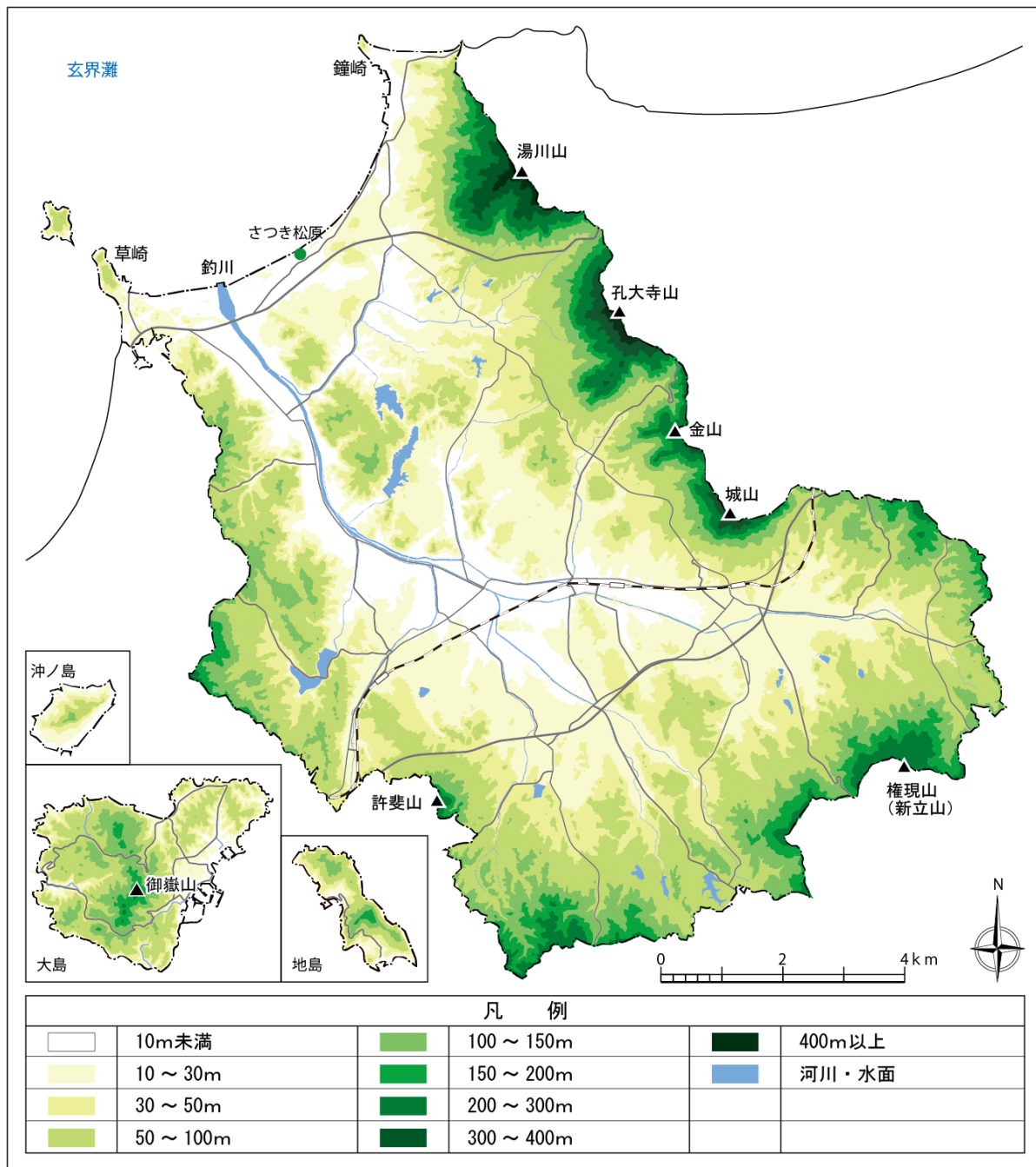


図 宗像市の地勢

(3) 水系

本市の水系は、離島を除いて、独立水系である釣川の流域で構成されており、宗像市吉留の倉久山を源となし、高瀬川・朝町川・八並川・大井川・山田川・横山川・四十里川・樽見川・阿久住川・吉田川の10支川を集め本市の中心部を流下し、神湊において玄界灘に注ぐ。

流域面積 101.5 km²、幹線流路延長 16.3 kmの2級河川である。

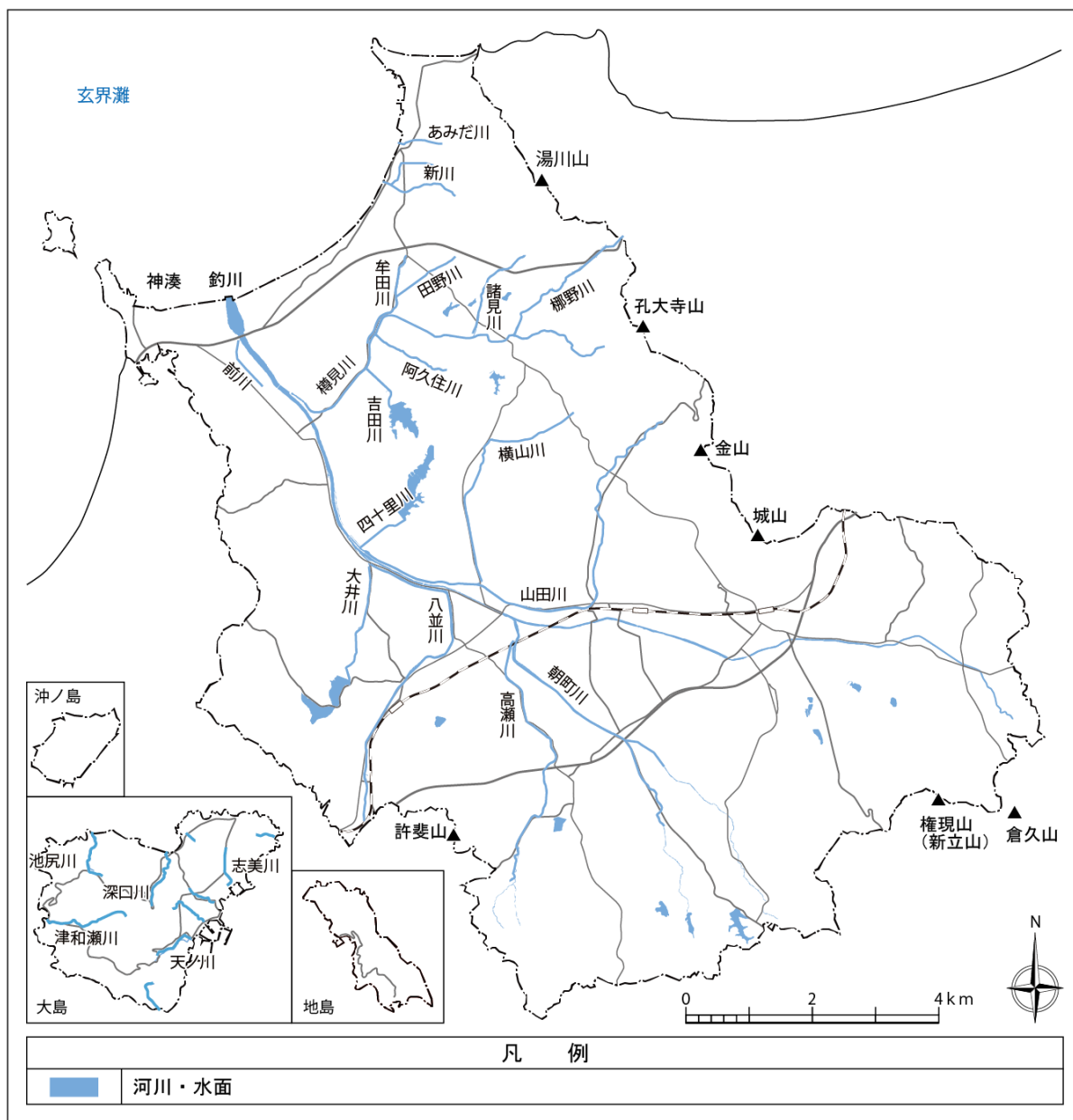


図 宗像市の水系

(4) 気象

本市は、日本海型気候区に属し、気温と降水量の平年値（平成27年(2015)～令和元年(2019)）では、年間平均気温は16.4℃で、比較的温暖な気候風土ではあるが、夏季は最高気温が30℃を超える暑さが続く一方、冬季には氷点下となることもある。年間降水量は1,670mm程度、月別降水量は66.3mm～270.7mmの範囲にあり、7月がピークとなる。

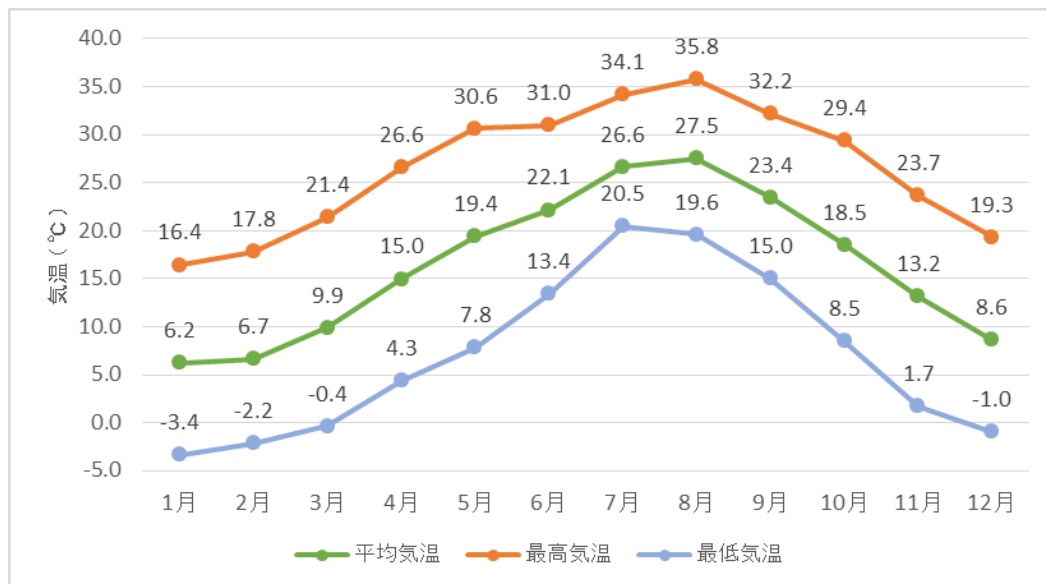


図 月別の気温(平成27年(2015)～令和元年(2019))(資料:気象庁HP)

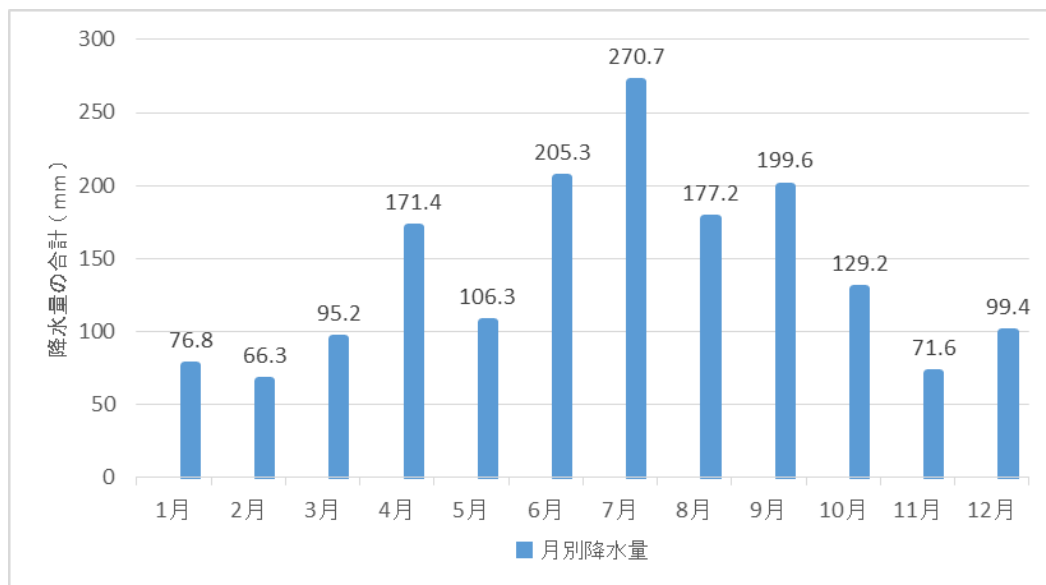


図 月別の降水量(平成27年(2015)～令和元年(2019))資料:気象庁HP)

(5) 社会的条件

平成 27 年 (2015) 国勢調査における本市の総人口は 96,516 人であり、5 年間で 1.1% の伸びを示しているが、人口増加傾向は鈍化している。また、世帯数は 38,995 世帯であり、人口と同様に増加傾向が見られるが、世帯当たりの人員は減少傾向が続いており、核家族化が進行している状況にある。一方、高齢者人口 (65 歳以上人口) の比率は 26.6% となっており、現在の 65～69 歳人口をピークとする年齢構成から、今後さらに高齢化が進行すると予想される。

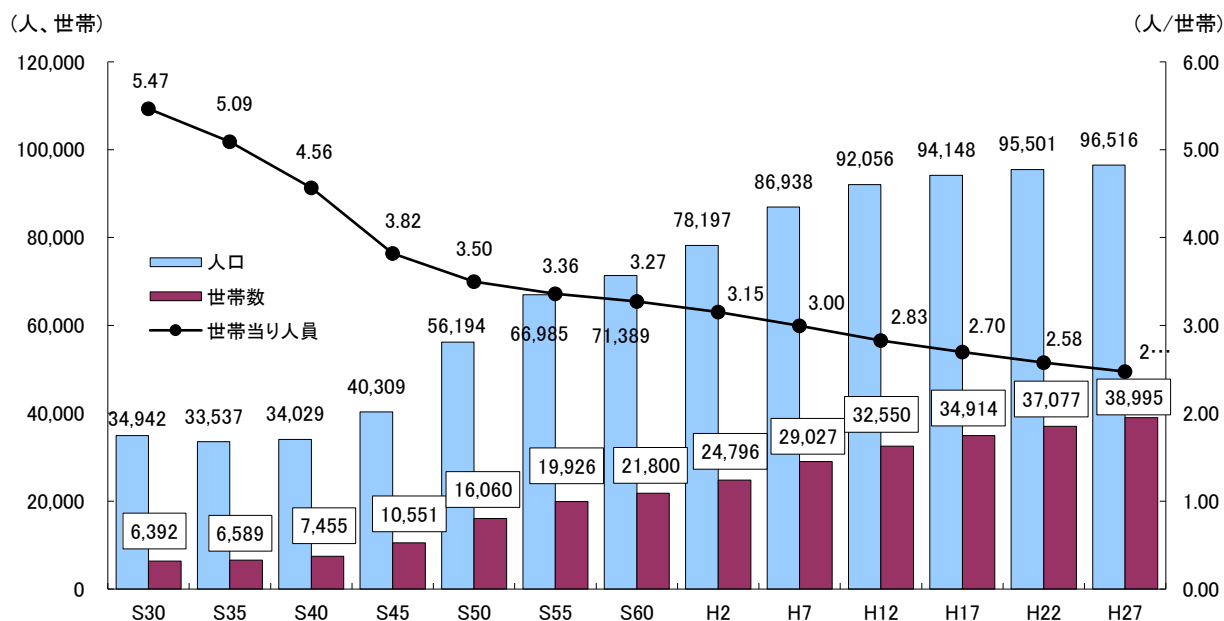


図 人口及び世帯数推移 (資料: 国勢調査)

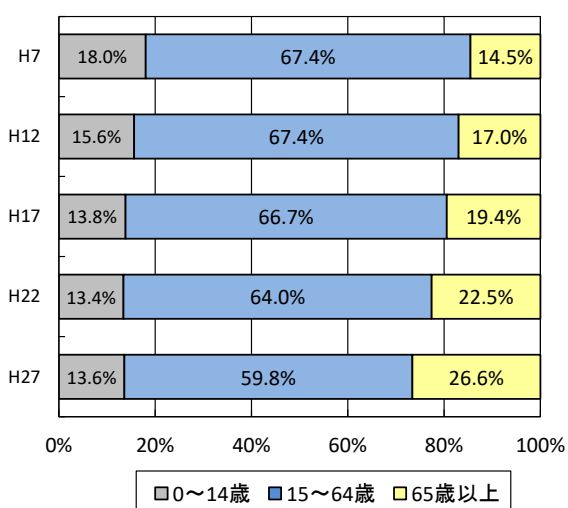


図 3階級別人口 (資料: 国勢調査)

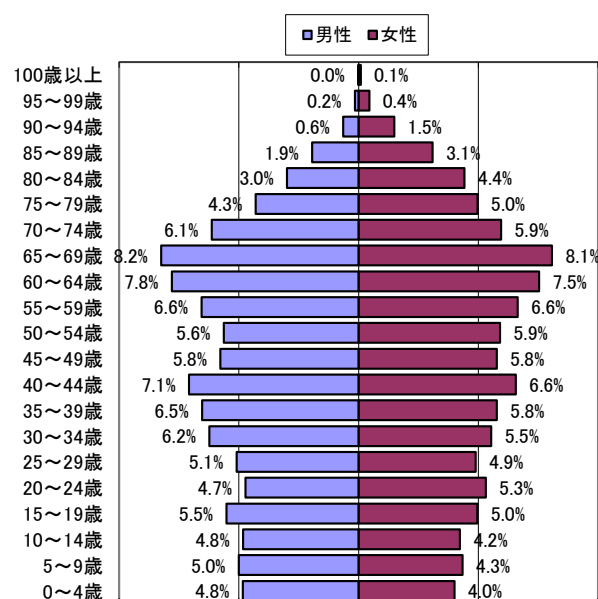


図 5才階級別人口 (資料: 国勢調査)

8. 対象とする自然災害

(1) 風水害

近年、全国的に大型台風や集中豪雨による被害が相次いでいる。本市においてもその傾向は同様であるが、本市では台風より集中豪雨による水害が多く発生している。

本市を流れる釣川は、上流部を除くと勾配がきわめて緩く、下流の東郷付近で数本の支流がまとまって本流と合流している。このため、下流側の水位変化の影響が上流側に及ぶ背水現象が生じて広く氾濫しやすくなっている。

河川整備が行われた昭和中期頃以前は、豪雨時には釣川沿いの耕作地に氾濫していたが、人家等がないため、大きな人的被害は発生しなかったものと考えられる。

現在のところ釣川の氾濫に至るような大規模な水害は発生していないが、釣川に流入する小河川において内水氾濫が発生し、豪雨のたびに浸水被害が発生している。

昭和28年と昭和34年の豪雨災害の際には、土砂災害による人的被害も発生している。

なお、近年の風水害では、平成30年西日本豪雨の際、市内各地で道路冠水や土砂崩れが発生している。特にJR赤間駅南口においては、駅ロータリーでの浸水が度々発生しており、交通の結節点として、早急に関係機関への整備要請や働きかけをする必要がある。

洪水浸水想定区域を見ると、JR赤間駅付近から多礼付近の釣川両岸に連続して「水深2.0～5.0m未満の区域」が広がり、その周囲にも「水深1.0～2.0m未満の区域」が見られるため、釣川沿いの低地部における浸水が予想されている。

また、JR赤間駅は、1日の乗降者数が約18,000人で本市の交通拠点であること、立地適正化計画での居住誘導区域及び都市機能誘導区域であること、第2次国土利用計画での都市的利用ゾーンであるにも関わらず、大雨時に浸水の危険性がある。

土砂災害の危険性は、市内に850箇所以上の土砂災害警戒区域の指定があり、がけ崩れ警戒区域（特別警戒区域）が河東、日の里、自由ヶ丘などの住宅団地造成地の市街地周辺部などに多く見られる。

(2) 地震災害

福岡県は、全国的にも地震による被害が少なく、県内における直近の地震災害としては、福岡県西方沖地震（震源震度9km、マグニチュード7）があり、本市では震度5弱を観測し、重傷者1名、軽傷者1名、住宅被害（一部損壊）67棟の被害が出ている。

福岡管区气象台での有感地震記録では、1904年の観測開始以来、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震の1度だけである。

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、本市に最も大きな被害を及ぼすのは、本市と福津市の市境に位置する西山断層における地震、次いで基盤地震動一定における地震と分析されている。

(3) 津波災害

福岡県内において、津波による大きな被害は過去発生していない。

福岡県の「津波浸水想定」（平成 28 年 2 月）及び「津波浸水想定にかかる建物被害・人的被害の算定」（平成 28 年 2 月）では、西山断層における大規模地震に伴う津波の被害想定が出されている。

9. 被害想定

(1) 風水害

本市の地域防災計画で想定している風水害被害は以下の通りである。

表 風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所		箇所数・面積
水 害	重要水防箇所（河川）		14箇所
	災害危険河川区域		46箇所
	重要水防箇所（海岸）		2箇所
	浸水危険地区		－ km ²
土砂災害	土砂災害（特別） 警戒区域	土石流	167(内151)区域
		急傾斜地の崩壊	692(内629)区域
		地すべり	2(内0)区域
	砂防指定地		35箇所
	土石流危険渓流		100箇所
	地すべり防止区域		1箇所
	地すべり危険箇所		3箇所
	急傾斜地崩壊危険区域		24箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）		164箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）		235箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）		34箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅱ）		21箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）		2箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）		56箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）		48箇所
	地すべり危険地区（林野庁所管）		1箇所
	地すべり危険地区（民有林）		2箇所
その他	道路危険箇所		84箇所
	防災重点ため池		3箇所
	ため池及び頭首工改修箇所		15箇所

(2) 地震

本市の地域防災計画で想定している地震被害は以下の通りである。

表 本市における地震被害の想定

想 定 地 震			西山断層（南東下部）	基盤地震動一定
震 度			5 弱～6 強	5弱～6弱
液状化現象			極めて高い ～かなり低い	極めて高い ～かなり低い
建 築 物 被 害	木 造	全 壊 棟 数	574	163
		半 壊 棟 数	427	207
		全 半 壊 棟 数 合 計	1,001	370
		全 壊 率(%)	1.4	0.4
		半 壊 率(%)	1.1	0.5
	非 木 造	大 破 棟 数	40	2
		中 破 棟 数	54	6
		大 中 破 棟 数 合 計	94	8
		大 破 率 (%)	0.3	0.0
		中 破 率 (%)	0.4	0.0
火 災 被 害	出 火 件 数		5	2
	焼 失 棟 数		0	0
上 水 道 管 被 害	被 害 箇 所		771	304
下 水 道 管 被 害	被 害 箇 所		85	17
都市ガス管被害	被 害 箇 所		0	0
L P ガス被害	被 害 箇 所		－	－
電 柱 被 害	被 害 箇 所		13	4
電 話 柱 被 害	被 害 箇 所		17	5
道 路 被 害 *				
（国道3号）	被 害 箇 所		7	12
（国道495号）	被 害 箇 所		6	6
（直方宗像線）	被 害 箇 所		1	1
（宗像玄海線）	被 害 箇 所		1	1
（若宮玄海線）	被 害 箇 所		1	1
（岡垣宮田線）	被 害 箇 所		1	1
（宗像篠栗線）	被 害 箇 所		3	2
（福岡宗像玄海線）	被 害 箇 所		1	1
鉄 道 被 害 *				
（鹿児島本線）	被 害 箇 所		41	119
漁港・港湾被害			被害／対象	被害／対象
（大島漁港）	被 害 延 長 （ m ）		1,450／1,450	1,450／1,450
（地島漁港）	被 害 延 長 （ m ）		743／743	743／743
（鐘崎漁港）	被 害 延 長 （ m ）		1,895／1,895	1,895／1,895
（神湊漁港）	被 害 延 長 （ m ）		1,162／1,162	1,162／1,162
人 的 被 害	死 者 数		56	12
	負 傷 者 数		947	429
	要 救 出 現 場 数		246	66
	要 救 出 者 数		206	52
	要後方医療搬送者数		95	43
	避 難 者 数		1,072	288
	帰 宅 困 難 者 数		19,787	19,787
要 救 援 者	食料供給対象人口		79,104	42,362
	給 水 対 象 世 帯		31,925	17,097
	生活物資供給対象人口		1,072	288

注）：道路被害及び鉄道被害は県内の被害箇所数

(3) 津波

本市の地域防災計画で想定している津波被害は以下の通りである。

表 津波の浸水想定及び被害想定

最高津波水位を 起こす波源の断層	最速津波 到達時間(分)	最高津波 到達時間(分)	最高津波 水位(m)	人的被害 (死者数)	物的被害 (棟)	
					全壊	半壊
西山断層	3	19	4.3	4	5	82

【留意点】

- ・「最速津波到達時間」とは、地震発生時から 20cm 水位上昇までに要した時間。
- ・人的・物的被害は、津波浸水想定と人口・建物分布を重ね合わせ、津波到達時間やその浸水深をふまえ推計。
- ・人的・物的被害は、各市町の最大値を計上（波源ごとに数値が異なる。）
- ・人的被害は、夜間に津波が発生した場合の数値。

第2章 脆弱性の評価

1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①直接死を最大限防ぐ	1－1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
	1－2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
	1－3	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
	1－4	土砂災害による多数の死傷者の発生
	1－5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2－1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
	2－2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2－3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
	2－4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
	2－5	被災地における医療機能の麻痺
	2－6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2－7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③必要不可欠な行政機能を確保する	3－1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4－1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
⑤ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5－1	上水道等の長期にわたる供給停止
	5－2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	5－3	交通インフラの長期にわたる機能停止
⑥経済活動を機能不全に陥	6－1	サプライチェーン※の寸断による経済活動の機能不全

らせない	6－2	食料等の安定供給の停滞
⑦制御不能な二次災害を発生させない	7－1	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8－1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	8－2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8－3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8－4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 脆弱性評価結果

24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を行った。評価結果については、次頁以降の通りである。

3. 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定した。

（個別施策分野）

①住宅、都市、②保健医療・福祉、③エネルギー、④産業、⑤交通・物流、⑥農林水産、⑦市土保全、⑧環境、⑨土地利用、⑩行政／警察・消防／防災教育

脆弱性評価結果

1-1：地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

- ①地震などの災害時に木造戸建て住宅やブロック塀などの倒壊による被害を防止するため、住宅の耐震化及び危険なブロック塀等の撤去の必要性和支援制度の周知を進める必要がある。【建築課】**住宅・都市**
- ②耐震性の低い市営住宅の改修、建替えを行うことで、市営住宅の耐震化率を計画的に向上させる必要がある。【建築課】**住宅・都市**
- ③学校施設の安全性を確保するため、適宜、施設の改修や修繕等を行う必要がある。【学校管理課】**行政／警察・消防／防災教育**
- ④建物の倒壊等を防ぐため、管理不全な空き家所有者に適正管理を促す必要がある。【都市再生課】**住宅・都市**
- ⑤社会福祉施設や児童福祉施設等の倒壊を防ぐため、施設の改修や修繕、耐震化を進める必要がある。【福祉課、国保医療課、高齢者支援課、子ども育成課】**住宅・都市**

1-2：津波・高潮による多数の死傷者の発生

- ①沿岸部の住民が津波や高潮から迅速に避難できるよう、津波対応訓練や防災マップを活用した避難経路の確認等を行う必要がある。【危機管理課】**行政／警察・消防／防災教育**
- ②津波が発生した際、迅速な避難が促せるよう、同報系防災行政無線（沿岸部スピーカー）の適正管理を行う必要がある。【危機管理課】**行政／警察・消防／防災教育**

1-3：河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

- ①幹線道路の通行を確保するため、適切な維持管理を進める必要がある。【維持管理課】**交通・物流**
- ②氾濫の可能性がある市管理河川の改修を進める必要がある。【維持管理課】**市土保全**
- ③釣川の水位を低下させるため、堤防の嵩上げや河道の掘削、堰の改修といった治水事業を進める必要がある。【福岡県北九州市土整備事務所】**市土保全**
- ④浸水想定区域の中でも、特に市街地での浸水による被害が想定されることから、樋門や排水ポンプ施設、雨水貯留施設の維持管理や整備を図るとともに、県が実施する河川改修事業との連携が必要である。【福岡県北九州市土整備事務所】【下水道課、都市計画課】**市土保全**

- ⑤津波や高潮による被害の軽減を図るため、海岸堤防の整備や維持補修等を進める必要がある。【福岡県北九州市土整備事務所】市土保全
- ⑥浸水被害の軽減を図るため、ポンプ場や雨水貯留施設の適切な維持管理を行う必要がある。【下水道課】市土保全
- ⑦浸水被害の軽減を図るため、用水路及び井堰等の農業用施設の老朽化対策を進める必要がある。【農業振興課】農林水産
- ⑧浸水時の迅速な避難に繋げるため、自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災士※を活用した地域防災リーダー確保育成等を推進する必要がある。
【主管：危機管理課、関連：コミュニティ協働推進課】行政／警察・消防／防災教育
- ⑨市内の浸水状況を安全な場所からリアルタイムで市民が確認できるよう、市内の主要箇所について、浸水状況が把握できる監視カメラを設置し、インターネットを通じて市民へ公開する必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育
- ⑩洪水の危険性が高まる出水期前に水防訓練を実施する必要がある
【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

1－4：土砂災害による多数の死傷者の発生

- ①土砂災害対策の一環として、急傾斜地の対策や維持管理を進める必要がある。
【維持管理課】市土保全
- ②豪雨や地震による山地災害の抑制として、治山施設の整備や森林の整備、林道の整備を進める必要がある。【農業振興課】農林水産
- ③土砂災害対策の一環として、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知を図るとともに、対策及び維持補修を進める必要がある。【福岡県北九州市土整備事務所】市土保全
- ④土砂災害時の迅速な避難に繋げるため、自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災士を活用した地域防災リーダー確保育成等を推進する必要がある。
【主管：危機管理課、関連：コミュニティ協働推進課】行政／警察・消防／防災教育

1-5: 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

- ①災害から子供たちの命を守るため、様々な種類の災害を想定した避難訓練を行う必要がある。【教育政策課】 行政／警察・消防／防災教育
- ②災害が発生した際の危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようになるための防災教育を推進する必要がある。
【教育政策課】 行政／警察・消防／防災教育
- ③災害発生時に保護者の元に子どもたちを安全に返すことができるように、災害発生を想定した保護者への引き渡し訓練の定期的な実施や災害発生時の危険想定箇所、下校ルートの確認などを進める必要がある【教育政策課】 行政／警察・消防／防災教育
- ④高齢者の迅速な避難に繋げるため、地域や関係者による避難支援体制の構築等に向けた啓発を進める必要がある。【高齢者支援課】 保健医療・福祉
- ⑤障害福祉サービス事業所等の障がい福祉関係機関が、防災について正しい知識を持ち、適切な対応ができるよう、障害者自立支援協議会が開催する会議や研修会等において、防災に関するテーマを取り上げる必要がある。
【福祉課】 保健医療・福祉、 行政／警察・消防／防災教育
- ⑥外国人観光客に対して、防災情報を伝達するため、市内観光施設に避難所の英語表記の看板設置や観光パンフレット等に避難情報等の掲載を進める必要がある。
【商工観光課】 産業
- ⑦留学生等の外国人居住者に対して、宗像市の防災情報を理解してもらうため、外国人向けの防災マップ（平成29年度作成）の配布、防災知識の啓発を行う必要がある。
【危機管理課】 行政／警察・消防／防災教育
- ⑧緊急情報伝達システムメールへの登録を徹底した上で、災害時、市職員が行動マニュアルに従った行動がとれるよう、定期的に防災研修を実施する必要がある。
【主管：危機管理課、関連：人事課】 行政／警察・消防／防災教育
- ⑨災害時、交通機関の麻痺を最小限とするため、平常時から関係機関（運輸支局、西鉄バス、警察等）との連携を図る必要がある。【都市再生課、元気な島づくり課】 交通・物流
- ⑩避難の遅れを防ぐため、毎年実施している総合防災訓練の中で市内全域を対象とした避難

訓練を行う必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

- ⑪避難行動要支援者の迅速な避難に繋げるため、地域や関係者による避難支援体制の構築等を推進するとともに、併せて避難行動要支援者事業の啓発を進める必要がある。

【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育、保健医療・福祉

- ⑫危険区域にかかっている要配慮者施設について、避難計画策定の促進を行う必要がある。

【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

- ⑬災害時の通行止め情報や危険情報等を緊急情報伝達システムを用いて周知することで、迅速な避難に繋げる必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

２－１：被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

- ①災害時、輸送のための主要な路線が寸断されないよう、道路施設や橋梁施設の点検調査及び補修を行い健全度を保つ必要がある。【維持管理課、施設整備課】交通・物流

- ② 災害時に水道水の供給が止まらないよう、機能を維持する必要がある。

【宗像地区事務組合】交通・物流

- ③物資を供給するルートである緊急輸送道路が機能不全とならないよう、道路の維持管理や補修だけでなく、電柱倒壊の防止として無電柱化を進める必要がある。

【福岡県北九州市土整備事務所】交通・物流

- ④非常用食料、飲料水、生活必需品などの防災倉庫備蓄品の入替整備を計画通り毎年度行う必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

- ⑤市の備蓄物資が不足することに備え、民間業者との物資供給の協定締結を進める必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

- ⑥市職員が災害時受援計画に従った行動がとれるよう、定期的に防災訓練等を実施する必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

2-2：多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①災害時、大島や地島が孤立しないよう、島内のネットワーク整備や関係機関（消防、運輸局等）との連携による交通手段の確保が必要である。

【商工観光課、元気な島づくり課】 交通・物流

②自助・共助による地域防災の推進のため、自主防災組織の活動促進や防災士を活用した地域防災リーダー確保育成等を進める必要がある。

【主管：危機管理課、関連：コミュニティ協働推進課】 行政／警察・消防／防災教育

2-3：警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

①災害時、幹線道路の渋滞情報や被害状況を把握するため、監視カメラの設置を進めることで、救助活動の推進に努める必要がある。【危機管理課】 行政／警察・消防／防災教育

②消防団員の確保のため、積極的に働きかけを行うことや、消防団協力事業所の啓発を行うことが必要である。【危機管理課】 行政／警察・消防／防災教育

③消防団が速やかに稼働できるよう、消防団格納庫の移設及び耐震化、車両の整備を進める必要がある。【危機管理課】 行政／警察・消防／防災教育

④自助・共助による地域防災の推進のため、自主防災組織の活動促進や防災リーダーの確保育成を進める必要がある。併せて、警察・消防・自衛隊等の関係機関と地域が連携した定期的な訓練の実施が必要である。【危機管理課】 行政／警察・消防／防災教育

⑤災害拠点病院である宗像水光会総合病院において、救命救急活動を行えるよう災害派遣医療チーム（DMAT等）の受入体制を進める必要がある。

【健康課、危機管理課】 行政／警察・消防／防災教育、保健医療・福祉

2-4：大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

① 帰宅困難者が一時的に避難できる一時避難所の提供について、市内の企業との協定締結を進める必要がある。【危機管理課】 行政／警察・消防／防災教育

2-5：被災地における医療機能の麻痺

①災害時、医療従事者による応急医療を行うため、関係機関（病院、医師会等）との連携を強化する必要がある。【健康課】 保健医療・福祉

②避難所にて、市保健師による避難者の健康管理を実施する体制を整備する必要がある。

【健康課】保健医療・福祉

③災害時、医薬品等の物資を確保するため、製薬会社等との協定締結を進める必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

④海上タクシー等、あらゆる移動手段を検討し、重症患者の広域移送体制を進める必要がある。【元気な島づくり課、危機管理課】交通・物流

2-6：被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①避難所での感染症拡大を防ぐため、県との連携を強化し、平常時から感染症予防対策を進める必要がある。【健康課】保健医療・福祉

②有事の際の集団感染を抑えるため、予防接種が可能な疾病は、平常時から予防接種の促進を図る必要がある。【健康課、子ども家庭課】保健医療・福祉

③感染症拡大防止として、避難所を開設する際は、体調不良者専用の避難所を開設する等、集団感染の予防に努める必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

④県と連携して、陽性者等が最寄りの避難所に避難しないよう、連携の強化を図る必要がある。【健康課、危機管理課】保健医療・福祉、行政／警察・消防／防災教育

⑤避難所運営マニュアル（感染症対策版）に従った適切な避難所運営ができるよう、自主防災組織への啓発を進める必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

2-7：劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①避難所となっている公共施設の衛生環境を保全するため、平常時から環境整備に関する対策を講じる必要がある。【財政課】行政／警察・消防／防災教育

②災害時、避難所において避難者の健康管理を行うため、保健師が迅速かつ適切に動ける体制を事前に構築する必要がある。

【健康課】保健医療・福祉、行政／警察・消防／防災教育

③避難生活時に特段の配慮が必要な人については、専用のブースを設ける等、状況に応じた対応が必要である。【危機管理課】保健医療・福祉、行政／警察・消防／防災教育

④民間企業の施設について福祉避難所の指定を進める必要がある。

【危機管理課】保健医療・福祉、行政／警察・消防／防災教育

⑤災害による負傷の悪化や避難生活において、心身的な負担による災害関連死を防ぐため、避難所内の衛生管理を推進する必要がある。

【危機管理課】環境、行政／警察・消防／防災教育

3-1：行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

①防災拠点となる市役所本庁舎やその他の公共施設においては、宗像市アセットマネジメント推進計画に基づき、長寿命化対策を進める必要がある。

【財政課】行政／警察・消防／防災教育

②災害時に行政機能が低下しないよう、非常用電源の確保に努める等、バックアップ体制の強化を進める必要がある。【財政課】行政／警察・消防／防災教育

③災害時、迅速に罹災証明を発行できる体制づくりを進める必要がある。

【税務課】行政／警察・消防／防災教育

④基幹系ネットワークが機能停止とならないよう、通信回線の冗長化や予備機の確保を進める必要がある。【デジタル化推進室】行政／警察・消防／防災教育

⑤業務継続計画に基づいて、災害時においても行政機能を確保する必要がある。

【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

⑥受援計画や応援協定に基づいて、受援体制の整備を進める必要がある。

【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

⑦災害時に本市だけで対応できない状況に備え、広域応援協定の締結を進める必要がある。

【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

⑧災害時、被災者の状況把握及び支援体制の強化を図るため、被災者支援システムの導入検討を進める。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

4-1：情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

①市民へ確実に情報伝達を行うため、防災行政無線からの発信だけでなく、Ｌアラートや緊急情報伝達システム等、あらゆる媒体からの発信をする必要がある。

【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

②システムからの情報配信だけでなく、広報車やＳＮＳ、ＬＩＮＥ等を活用し、情報伝達の多様化を図る必要がある。【秘書政策課、危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

③災害版ＧＩＳ※を活用して、関係機関や市民が災害時に必要な情報を自ら取得できる仕組みを整備する必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

④避難所におけるインターネット回線による情報伝達手段確保のため、避難所スペースで利用できるWi-Fi環境を整備する。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

5-1：上水道等の長期にわたる供給停止

①災害発生時、速やかに水道施設を復旧する必要がある。

【宗像地区事務組合】交通・物流

②災害時における、可能な限りの給水ができるよう、水道施設の耐震化を進める必要がある。

【宗像地区事務組合】交通・物流

③上水道施設の被害が甚大な場合は、宗像地区事務組合単独での対応が困難なため、福岡県内の水道企業団等との連携を強化する必要がある。【宗像地区事務組合】交通・物流

5-2：汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

①災害時においても、汚水処理施設を維持するため、下水道施設の改修については、計画的に実施する必要がある。【下水道課】住宅・都市

②災害時に汚水処理施設が機能不全とならないよう、下水道ＢＣＰ※の改定を適宜行う必要がある。【下水道課】住宅・都市

③災害時、緊急対応が必要な場合に備えて、関係機関との連携協定締結を進める必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

5-3：交通インフラの長期にわたる機能停止

- ①災害時に物資輸送ルートを確認するため、道路や橋梁等、既存施設の補修を行い健全度を保つ必要がある。【維持管理課、施設整備課】**交通・物流**
- ②災害時における道路の安全性を向上させるため、急傾斜地の崩壊や落石を防ぐための整備を進める必要がある。【維持管理課、福岡県北九州市土整備事務所】**交通・物流**
- ③大規模災害時の鉄道不通に備え、代替交通手段について関係機関との連携を進める必要がある。【都市再生課】**交通・物流**
- ④大規模災害時の道路ネットワークを確認するため、緊急輸送道路の改良整備を進める必要がある。【福岡県北九州市土整備事務所】**交通・物流**
- ⑤道路の防災上の向上、安全で快適な通行空間の確保の観点から、特に緊急輸送道路については、電線管理者と協議の上、無電柱化の取り組みを進める必要がある。
【福岡県北九州市土整備事務所】**交通・物流**
- ⑥災害時の帰宅困難者対策として、民間企業と協定締結による一時滞在施設の活用を進める必要がある。【危機管理課】**行政／警察・消防／防災教育**

6-1：サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全

- ①宗像市商工会等と連携し、市内事業者に対し、業務継続計画策定の必要性や策定方法等の周知を図る。また、災害発生時には、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する必要がある。
【商工観光課】**産業**
- ②エネルギー供給の復旧のため、電力会社等との連携協定締結を進める必要がある。
【危機管理課】**エネルギー**

6-2：食料等の安定供給の停滞

- ①災害時の生鮮品等の確保については、農業・水産業団体等との連携を強化する必要がある。
【商工観光課、農業振興課、水産振興課】**産業**
- ②災害時に水産物の流通を滞らせないため、各漁港の外郭施設や主要な岸壁等の耐震化を進めるとともに、併せて既存施設の点検を実施する必要がある。【水産振興課】**農林水産**

③水産物の流通拠点である鐘崎漁港の漁業活動及び水産物の流通の停滞を防ぐため、水揚げの重要な施設である高度衛生管理型荷捌き所やその他関連施設の整備及び業務継続計画の策定を行う必要がある。【水産振興課】農林水産

④市備蓄物資の確保を進めるとともに、民間企業との物資の協定締結を進める必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

7-1：ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

①防災重点ため池等、決壊時に大きな影響のあるため池の計画的な改修と緊急時の迅速な避難行動につなげる、ため池ハザードマップの作成・公表を行う。【農業振興課】農林水産

②堤防の決壊等による洪水被害から身を守るため、自主防災組織が中心となって避難経路の確認やハザードマップを活用して避難訓練等を実施する必要がある。

【主管：危機管理課、関連：コミュニティ協働推進課】行政／警察・消防／防災教育

8-1：災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

①大規模災害時は、大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、災害廃棄物処理計画に基づく体制作りを進める必要がある。【環境課】環境

②大規模災害時は、大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、近隣自治体や廃棄物関係団体との協定締結等、連携を行う必要がある。

【主管：危機管理課、関連：環境課】環境、行政／警察・消防／防災教育

8-2：復旧を支える人材等の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

①大規模災害時は全職員が災害対応することとなるため、職員の防災知識及び防災意識を高める定期的な防災研修を実施する必要がある。【主管：危機管理課、関連：人事課】行政

／警察・消防／防災教育

②社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置を含め、防災対策に関する活動やボランティアの養成等に取り組む必要がある。

【コミュニティ協働推進課、社会福祉協議会】行政／警察・消防／防災教育

③災害時における自主防災組織の防災活動の強化を図るため、これまでに養成した防災士を活用した地域防災リーダー確保育成等、地域の防災体制づくりを進める必要がある。

【主管：危機管理課、関連：コミュニティ協働推進課】行政／警察・消防／防災教育

④災害発生に備え、地方自治体等との災害時応援協定を進める等、広域的な応援体制の構築を図る必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

⑤地域防災の要である消防団員の確保を行うとともに、消防団員の防災力向上に繋がる訓練等を実施する必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

8-3：貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動の推進を行う必要がある。

【コミュニティ協働推進課】行政／警察・消防／防災教育

②災害から貴重な文化財、世界遺産構成資産を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、防災措置の強化を進める必要がある。

【世界遺産課】行政／警察・消防／防災教育

③災害により文化財、世界遺産構成遺産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める必要がある。

【世界遺産課】行政／警察・消防／防災教育

④災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防火訓練を行う必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

8-4：事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

①大規模災害時には、住宅の全壊等によって、住まいの確保が困難な住民が発生することが想定されることから、応急仮設住宅の建築を迅速に行う必要がある。

【建築課】行政／警察・消防／防災教育

第 3 章 国土強靱化の推進方針

1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

脆弱性評価を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次頁の通り定めた。

また、重点的に取り組む事項を掲げ、優先的に取り組みを進めていく。

なお、個別事業については、今後策定する「個別事業（アクションプラン）」において示すこととする。併せて、重要業績指標（K P I）を設定することで、事業の進捗管理を行うこととする。

≪ K P I ≫とは

事業の目的を達成するための過程を計測するための指標を意味する。K P I を設定することで、目標が明確になり、取るべき行動が明確になる。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

1－1：地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

- ① 支援制度の周知について、市広報紙への掲載に加え、SNS を活用した情報発信や説明会の実施など、効果的な周知を図る。【建築課】
- ② アセットマネジメント計画に基づき、老朽化が進んでいる市営住宅の改修、建替えを促進する。【建築課】
- ③ アセットマネジメント計画に基づき、学校施設の改修や修繕等を推進する。【学校管理課】
- ④ 広報や啓発文書により、管理不全な空き家所有者に適正管理を促進する。【都市再生課】
- ⑤ 社会福祉施設や児童福祉施設等の倒壊・火災等を防ぐため、施設の改修や修繕、耐震化を進める。【福祉課福祉課、国保医療課、高齢者支援課、子ども育成課】

1－2：津波・高潮による多数の死傷者の発生

- ① 防災講座等を通じて、防災マップを活用した避難経路の確認等を推進する。【危機管理課】
- ② 総合防災訓練時に試験運用を行う等、平常時から同報系防災行政無線（沿岸部スピーカー）の適正管理を進め有事の際に備える。【危機管理課】

1－3：河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

- ① 幹線道路の通行を確保するため、適切な維持管理を進める。【維持管理課】
- ② 氾濫の可能性がある市管理河川の改修を推進する。【維持管理課】
- ③ 県管理河川について、堤防の嵩上げや河道の掘削、堰の改築といった治水事業を推進する。
【福岡県北九州県土整備事務所】
- ④ 県が実施する河川改修事業と連携し、市街地での浸水被害を抑制するため、樋門や排水ポンプ施設、雨水貯留施設の維持管理や整備を図る。
【福岡県北九州県土整備事務所】【下水道課、都市計画課】
- ⑤ 津波や高潮による被害の軽減を図るため、海岸堤防の整備や維持補修等を推進する。
【福岡県北九州県土整備事務所】
- ⑥ ポンプ場や雨水貯留施設の適切な維持管理に努める。【下水道課】
- ⑦ 用水路及び井堰等の農業用施設の老朽化対策を推進する。【農業振興課】
- ⑧ 自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成を推進する。
【主管：危機管理課、関連：コミュニティ協働推進課】
- ⑨ 市内の主要箇所について、浸水状況が把握できる監視カメラの設置を行い、インターネットを通じた市民への公開を図る。【危機管理課】
- ⑩ 洪水の危険性が高まる出水期前に水防訓練を実施する。【危機管理課】

1－4：土砂災害による多数の死傷者の発生

- ① 土砂災害対策の一環として、急傾斜地の対策や維持管理を推進する。【維持管理課】
- ② 治山施設、森林及び林道の整備を推進する。【農業振興課】
- ③ 土砂災害対策の一環として、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知を図り、維持補修等を促進する。【福岡県北九州県土整備事務所】
- ④ 土砂災害からの迅速な避難に繋げるため、自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成を推進する。【主管：危機管理課、関連：コミュニティ協働推進課】

1－5：情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

- ① 様々な種類の災害を想定した避難訓練を推進する。【教育政策課】
- ② 災害が発生した際の危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようになるための防災教育を推進する。【教育政策課】
- ③ 災害発生を想定した保護者への引き渡し訓練の定期的な実施や災害発生時の危険想定箇所、下校ルートの確認等を行う。【教育政策課】
- ④ 地域や関係者による避難支援体制の構築等に向けた啓発を進める。【高齢者支援課】
- ⑤ 障害福祉サービス事業所等の障がい福祉関係機関が、防災について正しい知識を持ち、適切な対応ができるよう、障害者自立支援協議会が開催する会議や研修会等において、防災に関するテーマを取り上げる。【福祉課】
- ⑥ 外国人観光客への防災情報伝達のため、市内観光施設に避難所の英語表記の看板設置や観光パンフレット等に避難情報等の掲載を進める。【商工観光課】
- ⑦ 留学生等の外国人居住者に対して、宗像市の防災情報を理解してもらうため、外国人向けの防災マップ（平成29年度作成）の配布や防災知識習得のための啓発講座の実施を進める。【危機管理課】
- ⑧ 災害時、市職員が行動マニュアルに従った行動がとれるよう、緊急情報伝達システムメールへの登録を徹底した上で、定期的に防災研修を実施する。【主管：危機管理課、関連：人事課】
- ⑨ 災害時、交通機関の麻痺を最小限とするため、平常時から関係機関（運輸支局、西鉄バス、警察等）との連携を図る。【都市再生課、元気な島づくり課】
- ⑩ 避難の遅れを防ぐため、毎年実施している総合防災訓練の中で市内全域を対象とした避難訓練を行う。【危機管理課】
- ⑪ 避難行動要支援者の迅速な避難に繋げるため、地域や関係者による避難支援体制の構築等を推進するとともに、併せて避難行動要支援者事業の啓発を進める。【危機管理課】

⑫危険区域内の要配慮者施設について、避難計画策定を促進する。【危機管理課】

⑬迅速な避難に繋げるため、災害時の通行止め情報や危険情報等の周知を図るとともに、緊急情報伝達システムからの災害情報配信を行う。【危機管理課】

2-1：被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

①災害時、輸送のための主要な路線が寸断されないよう、道路施設や橋梁施設の点検調査及び補修を推進する。【維持管理課、施設整備課】

② 水道水の供給機能を維持するため、水道施設の点検及び補修を推進する。
【宗像地区事務組合】

③物資を供給するルートである緊急輸送道路が機能不全とならないよう、道路の維持管理や補修だけでなく、電柱倒壊の防止として無電柱化を推進する。
【福岡県北九州県土整備事務所】

④非常用食料、飲料水、生活必需品などの防災倉庫備蓄品の入替整備を毎年度実施する。【危機管理課】

⑤市の備蓄物資が不足することに備え、民間業者との物資供給の協定締結を進める。
【危機管理課】

⑥市職員が災害時受援計画に従った行動がとれるよう、定期的に防災訓練等を実施する。
【危機管理課】

2-2：多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①災害時、大島や地島が孤立しないよう、島内のネットワーク整備や関係機関（消防、運輸局等）との連携による交通手段の確保を図る。【商工観光課、元気な島づくり課】

②自助・共助による地域防災を推進するため、自主防災組織の活動促進や防災リーダーの確保育成を進める。【主管：危機管理課、関連：コミュニティ協働推進課】

2-3：警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

- ①監視カメラの設置を進めることで、災害時の幹線道路の渋滞情報や被害状況を把握し、救助活動の推進に努める。【危機管理課】
- ②消防団員の確保のため、広報等を通じて積極的に働きかけを行うことや、消防団協力事業所の啓発を行う。【危機管理課】
- ③いかなる災害時にも消防団が稼働できるよう、アセットマネジメント計画に基づいて消防団格納庫の移設及び耐震化を図るとともに、併せて車両の整備を推進する。【危機管理課】
- ④自主防災組織の活動促進や防災リーダーの確保育成を進める。併せて、警察・消防・自衛隊等の関係機関と地域が連携した訓練の実施を推進する。【危機管理課】
- ⑤災害拠点病院である宗像水光会総合病院において、救命救急活動を行えるよう災害派遣医療チーム（DMA T等）の受入体制を進める。【健康課、危機管理課】

2-4：大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

- ①帰宅困難者が一時的に避難できる一時避難所の提供を行うため、市内の企業との協定締結を進める。【危機管理課】

2-5：被災地における医療機能の麻痺

- ①災害時、医療従事者による応急医療を行うため、関係機関（病院、医師会等）との連携を強化する。【健康課】
- ②避難所にて、市保健師による避難者の健康管理を行う体制を整備する。【健康課】
- ③災害時、医薬品等の物資を円滑に受け取る必要があるため、製薬会社等との協定締結を進める。【危機管理課】
- ④海上タクシー等、あらゆる移動手段を検討し、重症患者の広域移送体制を進める。
【元気な島づくり課、危機管理課】

2-6: 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ①避難所での感染症拡大を防ぐため、県との連携を強化し、平常時から感染症予防対策を進める。【健康課】
- ②予防接種が可能な疾病は、平常時から広報等を通じて予防接種の啓発を行う。【健康課】
- ③感染症が終息されないなか避難所を開設となった場合は、体調不良者専用の避難所を開設する等、集団感染の予防に努める。【危機管理課】
- ④避難所運営マニュアル（感染症対策版）に従った避難所運営ができるよう、自主防災組織への自主訓練を実施する等、啓発を進める。【危機管理課】
- ⑤感染症が終息されないなか避難所を開設となった場合は、県と連携して、陽性者等が最寄りの避難所に避難しないよう、連携の強化を図る。【健康課、危機管理課】

2-7: 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ①避難所となっている公共施設の衛生環境を保全するため、平常時から環境整備に関する対策を講じる。【財政課】
- ②災害時、避難所において避難者の健康管理を行うため、保健師による巡回体制を構築するとともに、健康管理チェックシートによる健康状態の把握を進める。【健康課】
- ③避難生活時に特段の配慮が必要な人については、専用のブースを設ける等、状況に応じた対応を図る。【危機管理課】
- ④設備が整った福祉避難所の開設を進めるため、民間企業の施設について福祉避難所の指定を進める。【危機管理課】
- ⑤心身的な負担による災害関連死を防ぐため、避難所内の衛生管理を推進する。【危機管理課】

3-1: 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

- ①防災拠点となる市役所本庁舎やその他の公共施設においては、宗像市アセットマネジメント推進計画に基づき、長寿命化を進める。【財政課】
- ②災害時に行政機能が低下しないよう、非常用電源の整備を進める等、バックアップ体制の

強化を推進する。【財政課】

③ 災害時、迅速に罹災証明を発行できる体制づくりを進める。【税務課】

④基幹系ネットワークが障害による機能停止とならないよう、通信回線の冗長化や予備機の確保を進める。【デジタル化推進室】

⑤業務継続計画に基づいて、災害時においても行政機能を確保する。【危機管理課】

⑥受援計画や応援協定に基づいて、受援体制の整備を進める。【危機管理課】

⑦災害時に本市だけで対応できない状況に備え、広域応援協定の締結を進める。
【危機管理課】

⑧災害時、被災者の状況把握及び支援体制の強化を図るため、被災者支援システムの導入の検討を進める。【危機管理課】

⑨災害発生時に職員が迅速に参集できるよう、的確な情報の配信と連絡体制の整備を進める。【危機管理課】

4-1：情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

①市民へ確実に情報伝達を行うため、防災行政無線からの発信だけでなく、Ｌアラートや緊急情報伝達システム等、あらゆる媒体からの発信に努める。【危機管理課】

②システムからの情報配信だけでなく、広報車やＳＮＳ、ＬＩＮＥ等を活用し、情報伝達の多重化を図る。【秘書政策課、危機管理課】

③市と自主防災組織や消防団が連携を図ることで、災害版ＧＩＳを活用して、各自で必要な情報を自らが取得できる仕組みの整備を図る。【危機管理課】

④避難所におけるインターネット回線による情報伝達手段を確保するため、避難所スペースで利用できる Wi-Fi 環境を整備する。【危機管理課】

5-1：上水道等の長期にわたる供給停止

- ①北九州市上下水道局との協定に基づき、速やかに水道施設を復旧するよう努める。
【宗像地区事務組合】
- ②災害時においても、可能な限り給水できるよう、水道施設の耐震化を進める。
【宗像地区事務組合】
- ③宗像地区事務組合単独での対応が困難なため、上水道施設の被害が甚大な場合に備え、福岡県内の水道企業団等との連携を強化する。【宗像地区事務組合】

5-2：汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ①災害時においても、汚水処理施設を維持するため、下水道施設の改修について計画的に実施する。【下水道課】
- ②災害時に汚水処理施設が機能不全とならないよう、下水道BCPの改定を適宜行う。
【下水道課】
- ③災害時、緊急対応が必要な場合に備えて、関係機関との連携協定締結を進める。
【危機管理課】

5-3：交通インフラの長期にわたる機能停止

- ①災害時に物資輸送ルートを確保するため、道路や橋梁等、既存施設の点検調査を推進する。
【維持管理課、施設整備課】
- ②災害時における道路の安全性を向上させるため、急傾斜地の崩壊や落石を防ぐための整備を進める。【維持管理課、福岡県北九州市土整備事務所】
- ③大規模災害時の鉄道不通に備え、代替交通手段について関係機関との連携を進める。
【都市再生課】
- ④大規模災害時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路の改良整備を進める。
【福岡県北九州市土整備事務所】
- ⑤防災上の向上、安全で快適な通行空間の確保の観点から、電線管理者と協議の上、特に緊急輸送道路については、無電柱化の取り組みを進める。【福岡県北九州市土整備事務所】
- ⑥災害時、帰宅困難者対策として、民間企業と協定締結による一時滞在施設の活用を進める。
【危機管理課】

6-1：サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全

- ①宗像市商工会等と連携し、市内事業者に対し、業務継続計画策定の必要性や策定方法等の周知を図る。また、災害発生時には、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。【商工観光課】
- ②エネルギー供給の復旧のため、電力会社等との連携協定締結を進める。【危機管理課】

6-2：食料等の安定供給の停滞

- ①災害発生時は生鮮品等の確保が必要なことから、農業団体等との連携を強化する。
【商工観光課、農業振興課、水産振興課】
- ②災害発生に備え、水産物の流通を滞らせないために、各漁港の外郭施設や主要な岸壁等の耐震化を進めるとともに、併せて既存施設の点検を行い、必要であれば修繕・補修等の機能保全対策を実施する。【水産振興課】
- ③水産物の流通拠点である鐘崎漁港における、漁業活動及び水産物の流通の停滞を防ぐため、水揚げの重要な施設である高度衛生管理型荷捌き所やその他関連施設の整備及び業務継続計画の策定を推進する。【水産振興課】
- ④市備蓄物資の確保を進めるとともに、民間企業との物資供給の協定締結を進める。
【危機管理課】

7-1：ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- ①防災重点ため池など決壊時に大きな影響のあるため池の計画的な改修と緊急時の迅速な避難行動につなげるため池ハザードマップの作成・公表を行う。【農業振興課】
- ②堤体の決壊等による洪水被害から身を守るため、自主防災組織が中心となって避難経路の確認やハザードマップを活用して避難訓練等を実施する。
【主管：危機管理課、関連：コミュニティ協働推進課】

8-1：災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

- ①大規模災害時は、大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、災害廃棄物処理計画に基づく体制作りを進める。【環境課】
- ②大規模災害時は、大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、近隣自治体や廃棄物関係団体との協定締結等、連携を行う。【主管：危機管理課、関連：環境課】

8-2: 復旧を支える人材等の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- ①大規模災害時は全職員が災害対応することとなるため、職員の防災知識及び防災意識を高めるため、定期的に防災研修を実施する。【主管：危機管理課、関連：人事課】
- ②社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置を含め、防災対策に関する活動やボランティアの養成等に取り組む。【コミュニティ協働推進課、社会福祉協議会】
- ③災害時に自主防災組織における防災活動の強化を図るため、これまでに養成をした防災士のフォローアップを進める。加えて、防災士を活用した地域の防災体制づくりを進める。【主管：危機管理課、関連：コミュニティ協働推進課】
- ④災害発生に備え、地方自治体等との災害時応援協定を進める等、広域的な応援体制の構築を図る。【危機管理課】
- ⑤地域防災の要である消防団員の確保を行うと共に、消防団員の防災力向上に繋がる訓練等の実施を行う。【危機管理課】

8-3: 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ①防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動を促進する。
【コミュニティ協働推進課】
- ②災害から貴重な文化財、世界遺産構成遺産を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、文化財における防災措置の強化を図る。
【世界遺産課】
- ③災害によって文化財、世界遺産構成遺産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める。【世界遺産課】
- ④災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防火訓練を行う。
【危機管理課】

8-4: 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ① 応急仮設住宅の建設にあたっては、庁内の関連部署全体の情報共有と、より詳細で具体的な行動計画を策定する。【建築課】

2. 重点化する取組事項

本計画では、リスクシナリオの中から影響の大きさや緊急度などを鑑み、以下の15項目について関連する取組の重点化を図り、優先的に取組を進めていく。

表 重点化する取組事項

リスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態	主な取組内容
1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	●建築物の適切な改修及び修繕
1-3	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生	●釣川の治水対策における福岡県との連携強化及び推進 ●釣川水系河川整備計画に沿った適切な改修及び維持管理の実施 ●J R 赤間駅周辺の浸水対策
1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生	●土砂災害対策における福岡県との連携強化及び推進
1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	●避難行動要支援者名簿の活用推進 ●緊急情報伝達システムの登録推進
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●避難所運営マニュアル（感染症対策）の徹底
3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下	●関係機関と連携した被災者支援の体制づくり
5-1	上水道等の長期にわたる供給停止	●水道施設の耐震化推進
5-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	●下水道施設の計画的な改修
5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止	●緊急輸送道路の適正管理
7-1	ため池や天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	●ため池ハザードマップの周知 ●ため池の整備・改修
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	●自主防災組織の活動支援

第 4 章 計画の推進と不断の見直し

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制に加え、国や福岡県、関係事業者と連携して進めていく必要がある。

国土強靱化の観点では、市の各種計画の指針となるものであることから、施策毎の進捗管理については特に注意が必要である。宗像市国土強靱化地域計画検討委員会に報告を行い、且つ関係各課との定期的なヒアリングを実施することで、進捗管理を徹底していきたい。

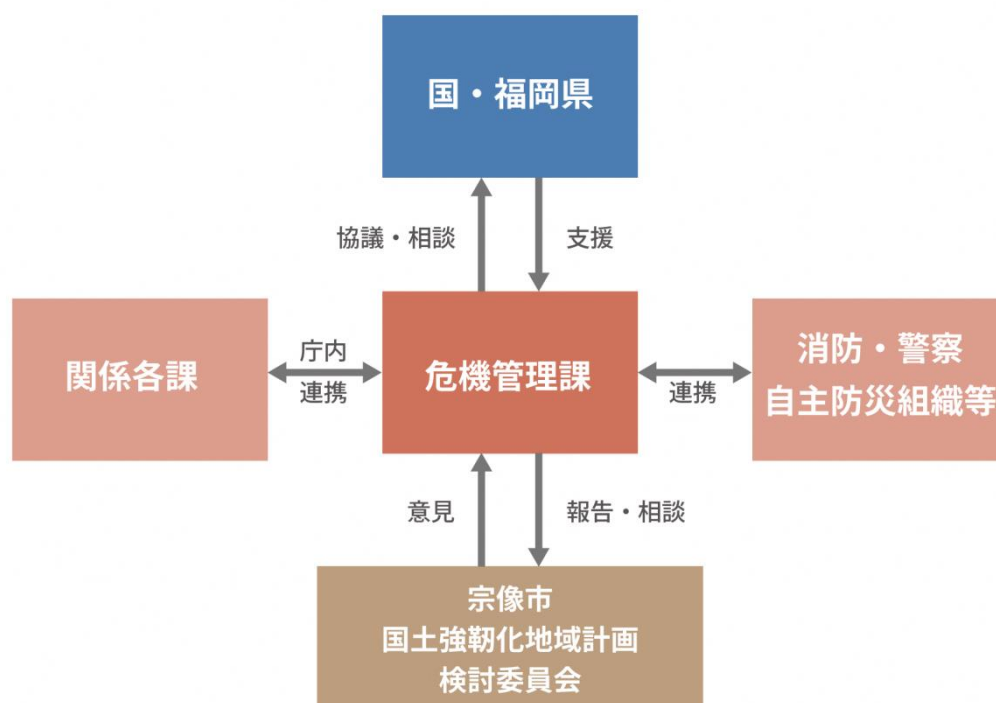


図 計画の推進体制

2. 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や国・福岡県の国土強靱化に関する施策の進捗状況を考慮しつつ、5年を目途に計画内容の見直しを行うが、「第2次宗像市総合計画」の計画期間との整合を図るため、令和6年度に見直しを行うものとする。また、それ以前においても必要に応じて適宜見直しを検討する。

なお、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び修正などの時期に合わせて、本計画との整合を図るものとする。

用語解説

アンブレラ計画

様々な計画を傘下とし、頂点として位置付け、各計画の指針とすべきもの。

ライフライン

電気、ガス、水道など生活に必須なインフラ設備。

P D C A サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返す継続的改善手法。

防災リテラシー

防災リテラシー…突発的な災害時、適切な行動をとるための防災知識や技術。

サプライチェーン

商品が消費者に届くまでの、「原料調達」→「製造」→「在庫管理」→「物流」→「販売」までの一連の流れ。

防災士

防災のための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した民間資格。

G I S

地理情報システム（Geographic Information System）のこと。地図上に様々な情報を重ねて、それらの情報を用いて様々な分析を行うシステム

下水道BCP

業務継続計画（Business Continuity Plan）のこと。災害発生時においても、適切な業務執行を行うことを目的とし、実践的な災害対応の手順を表したもの。